

## 峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日時：平成17年2月25日（金） 午後3時00分～時分

場所：北巨摩合同庁舎 1階 101会議室

出席者： 委員

葦崎市長	小野修一（会長・議長）
葦崎市委員	五味 篤
葦崎市委員	藤森儀文
北杜市長	白倉政司
北杜市委員	篠原眞清
北杜市委員	福田 紘
小淵沢町長	中山賢一
小淵沢町委員	茅野光一郎
小淵沢町委員	伊藤 武
峡北地域振興局企画振興部長	石川泰平
森林環境部環境整備課課長	小川昭二
山梨県環境整備事業団事務局長	石山利男
県	
森林環境部長	堀内順一
森林環境部次長	望月健二
峡北地域振興局長	新藤満
峡北地域振興局林務環境部次長	内田公人（司会）
環境整備事業団	
副理事長	大野 仁
専務理事	小林一敏

### 配布資料

峡北地区最終処分場整備検討委員会次第

明野の廃棄物最終処分場計画の経緯

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地調査について（案）

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準（案）

峡北地区最終処分場整備検討委員会設置要綱

### < 会長あいさつ >

前回の委員会で、新しい委員構成として各市・町から議会代表、学識経験者それぞれ1名ずつを加えることとしたところであり、新たな委員さんにも出席をいただいております。

新たな委員さんにおかれては、それぞれの立場で住民の代表として明野処分場問題の解決に向け、貴重な御意見をいただけるものと期待しています。

明野処分場問題は、当委員会で候補地を旧明野村の浅尾地区に決定し、以来10年余に渡り取り組みを進めてきたところですが、未だ着工には至っておりません。

ごみ処理施設などのいわゆる迷惑施設については、住民の皆さんには、その必要性は理解していただいても、いざ地元を整備されることとなると、なかなか理解していただくことが難しいことは、私もこれまでの経

験から痛感しているところです。

さて、本日の主な議題は、明野村内での適地調査の進め方についてですが、調査するに当たっての基準については、先日、幹事会において素案を検討していますが、本日の委員会において協議し決定したいと考えています。

また、新たな委員さんも加わりましたので、これまでの経過を踏まえ、委員の皆様の貴重なご意見を伺う中で、一刻も早く明野処分場の問題解決を図りたいと考えていますので、御協力をよろしく申し上げます。

< 森林環境部長あいさつ >

新たに検討委員会に加わっていただいた委員さんには、ご苦勞をいただきますが今後ともよろしく申し上げます。

先日、産業廃棄物の平成15年度の実態調査結果を発表しましたが、5年前に比べ、廃棄物の発生量は12万7千トン8%増加しているが、資源化、減量化量も24万8千トン、20%増加しています。

このため、最終処分量は32%、2万3千トン減少していますが、なお、5万トンが他県へ搬出され最終処分されています。

また、一般廃棄物についても、本県の平成14年度の総排出量は前年に比べ、3千トン、1%増加していますが、資源化量等の増加により、最終処分量は3千トン、8%減少しています。

このように、廃棄物の再資源化や減量化が進んでいますが、なお、最終処分しなければならない廃棄物があることも事実であり、他県において廃棄物を巡る問題が発生している状況の中で、自県内処理の確立が望まれています。

明野処分場問題については、県政の最重要課題の1つとして、委員の皆様から貴重なご意見をいただく中で、この問題の解決に向け取り組みを進めているところです。

本日は、前回の検討委員会で、環境整備事業団が旧明野村内で適地調査を行うことが決定されたので、調査の方法や進め方等について御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

< 議長 >

議題の(1)の明野処分場のこれまでの経過について事務局から説明をお願いします。

< 環境整備課長 >

明野の廃棄物最終処分場計画の経緯(資料 1)について説明

< 議長 >

只今、事務局から今日に至るまでの経過の説明がありましたが、質問等ございますか。ないようですので、議題の(1)については報告のとおりとします。

続きまして、議題の(2)の旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地調査についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

< 環境整備課長 >

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地調査について(案)(資料 2)について説明

< 事業団事務局長 >

旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準（案）（資料 2）  
について説明

< 議長 >

只今の話については、過日の幹事会で検討した適地基準の素案ということなので、その点も配慮のうえで検討いただきたい。  
何か意見等がございますか。

< 委員 >

明野村は10年に渡り、浅尾地区へ計画された処分場に反対してきた。  
私が村長になってからも公式に村として明野の浅尾への建設は認められないということを県にも再三言っている。

それは何故かということ、浅尾地区が明野村の中でも奥で高い所、水源の上流にあるということ、また、計画されている管理型処分場が地下水を汚染することは間違いのない方法であるという認識の中で、将来にわたり明野の危険性を考慮すると適地ではないという見解です。

しかし、この問題の解決を求めらる中で明野村の浅尾以外に、もし適地といわれる場所があるならば、それを先ず探してもらい、そこから解決の糸口を見い出してもらいたいと言ってきた。当然、その適地を探し、建設が進む際においては、明野村の浅尾で問題になった点を全てクリアーする。それがなければ地元では受け入れられないだろう。

その1つは、危険性のある施設を造るわけだから、場所が安全かどうか、将来に渡り、心配のない安全な施設なのか、地域の安全性が確保されるのか、それは非常に大きなところだ。

そして、これから進められる協議が公開されていくこと、住民が協議の中身も、決定された経過も、場所も含めて自分達で考えられる材料を与えられて、地元として意向を出していく。

条件の中の最後には、新たな場所が決まったとするならば、その場所の地元の皆さんの同意を得て欲しいと、この条件を付けた中での適地調査という話をしてきた経緯がある。

それから、既に適地調査の基準まで話が進んでいるが、私は明野村の処分場問題で何が問題になったのかをこの委員会が踏まえた中で、同じ轍を踏まない協議を進めていかないと、新たな適地が出てきて、委員会でいいと言ったところで地元の理解は得られにくい。そのことを心配するから、委員の皆さんにその点の理解をお願いしたい。

全国的に最終処分場の設置が非常に厳しくなっていることは、県の説明の中でも分かる。今の経済構造の中で、いかにごみを発生させない、再利用してごみにしない努力をしても、現実には最終処分せざるを得ないごみは出てきている。何らかの形で最終処分場を造らなければならないことは承知しているが、最終処分場設置は全国何処でも大きな問題になる。今の時代は、インターネットで探せば、情報公開により協議の中身がホームページ上に載っている。

参考までに、2つの場所の協議概要についての資料を配付します。  
（配付した資料に基づき、和歌山県の南紀地域廃棄物処理促進協議会と長野県の中信地区廃棄物処理施設検討委員会の状況について説明）

< 議長 >

県あるいは事業団から説明がありますか。

< 環境整備課長 >

先ほどの説明の中で不足した点があったと思うが、それは情報公開に関する説明です。適地調査の基準も、他の4地区での選定プロセスを参考に進めていくわけですが、情報公開というのは全ての前提になっていて、選定のそれぞれの段階において、全て情報公開をしていくことで、この委員会も進めていくということです。

< 議長 >

他に質問がありましたらどうぞ。

< 委員 >

私もこの問題については初めて出席しているが、平成6年に浅尾地区に決定されていたにも拘わらず、今日まで中々話が進んでいかなかった。篠原委員もこの問題には相当の関係があったと思うが、今の説明の中で、住民に十分知らせなければ話が決まらない。新しく調査をしていくにも、今後、何処へ候補地がいかうとも住民に十分知らせなければ決まらないということ聞いたわけですが、その当時、住民に十分に話が理解されていなかったにも拘わらず候補地が決定されていたということか、その辺をお聞きしたい。

< 議長 >

事務局で経過をお願いします。

< 森林環境部次長 >

平成6年の整備検討委員会で明野村の浅尾地区が決定されました。整備検討委員会が9月に開催されるまでの間、県は浅尾地区の条件付き賛成を得るために、その当時の担当者から聴きますと、朝早く出掛けたり、夜遅くまで住民の中に入って住民と話し、条件付き賛成を得た。そして明野村の浅尾地区に決定し、整備検討委員会の決定をいただいたということです。

ただ、その過程の中で反対派の住民等があり、当然、処分場についてはそういう問題がどこにもあるわけですが、そのような状況でこの10年間進まなかったということです。

< 議長 >

他に質問がありますか。

< 委員 >

県の皆さんは、地元8地区へ行って一生懸命説明したという話ですが、確かに何回もしました。私が言ってるのは説明の中身なんです。

ごみが出て困るから最終処分場をどこかに造らなければならないというような説明はいくらでもしました。県は、明野村の浅尾が山梨県の中で一番いい安全な場所だと言っている。山梨県内全部探して、明野が一番、浅尾が一番安全だと言うが、ではその裏付けになるデータを見せて下さいということです。

このことの説明は、私も裁判に関係しましたが、裁判の中でも県は出してこなかった。確かに裁判では却下をされました。裁判所の判断は、県が一生懸命安全性について地域のことを考えているとしている。県はずっと漏れる可能性はない言っていたが、裁判の最後の場面になったら、皆さんが余り心配するようだから、予定している浅尾の場所より高い位置に新しく水道水源を掘ると言った。裁判所はそういうものを評価する。

県が一生懸命県に努力して安全性を確保すると言っているからいいでしょうということで大筋で却下された。しかし、却下した中身においては、県が住民に対して情報を提供しなかったと、進めが問題ありという指摘をしている。

地域の皆さんが一番知りたいその部分がきちんと説明されているか、手続きがこう踏まれましたではなくて、議論の中身が示めされたかどうか。こういうことをしました、こういう必要性がありますだけでは説明にはならない。

< 議長 >

他に質問がありますか。

< 委員 >

検討委員会もメンバーを充実して9人でスタートを切ったわけですが、経過報告の中にもあったように検討委員会としても経過がある。旧明野村地内へ造る、造らねばならないということだけは、この検討委員会も引き続いて使命を、役割を担わなければならないという認識です。

結果として10年出来なかったということは課題になり、執行部からすれば反省点でもあると思う。

篠原委員は、開示が足りなかった、公開制がなかったから住民の理解が得られなかったと指摘している。私達は、更に議論していくうえにおいても、新たな適地を見つけていくにしても、同じ轍を踏まないようにしなければならない。

全員の理解を得るのは難しいが、できるだけ多くの理解を得るために住民に対する説明をしなければならない。

< 森林環境部長 >

経過についてはそれぞれ考え方とか色々なものがあると思います。

必要なのは、地域の方々に理解していただける方法ということで、私共は、この検討委員会で1つ、1つ公開の場で積み上げていきたい。それが地域の皆様に理解いただける手法だと思っているので、公開を原則にこの委員会はしていきたい。

< 議長 >

よろしいでしょうか。

< 委員 >

反対している人達が廃棄物の減量化、リサイクル、あるいは廃棄物の発生抑制などを言っている。市町村としても、当然、自分達の所ですからそういう努力をしていかなければならない。このことは、地元の反対の人達の理由の1つとしても言われているが、県はその辺についてどのようにしていますか。

< 議長 >

県からお願いします。

< 環境整備課長 >

県の取り組み状況ですが、昨年の4月から環境基本条例を作り、新たな環境政策を打ち出している。廃棄物対策については、出てくるごみを如何に処理するかということだけではなくて、発生段階から抑制するという事を考えている。新たに策定する廃棄物総合計画の論議の中では、発生抑制、循環的使用、適正処分の3つの中で、今までになかった発生抑制に力を入れ、廃棄物の削減に取り組んで行かなければならないと考えている。

< 議長 >

よろしいでしょうか。

< 委員 >

頑張ってください。やはりこういうことは、完全に100点満点で、全員の理解を得られるということは、誰が考えても大変だと思う。しかし、出来るだけ不安を解消して、より安全性を高めるということが、地元の理解を曲がりなりにも得られるということだと思う。この検討委員会も、絶えず安全性の確保と言ってきたわけだが、時代の変遷とともにこの十年の中で安全性の確保について県は決意を新たにしていますか。

< 議長 >

安全性の問題について、県の考え方を聞きたいという質問ですが。

< 環境整備課長 >

そもそも、公共で関与して最終処分場を造るということは、民間ではなかなか理解が得られない部分、安全性の確保とか跡地の利用とかその後の監視体制とかについて安心だということですよ。

浅尾の計画に対する安全性がずっと論議されてきたわけで、県、事業団ともに、出来るだけ安全性を高めて地元の理解を得ることに苦心してきました。

最近の状況を見れば、ごみ処理技術進歩もあり、入れる物の有害性を出来るだけ少なくする研究も進んでいる。そして、処分場の構造自体も安全性を高める新しい技術も出てきているので、それらを反映させた処分場を造っていく考えです。

< 議長 >

よろしいでしょうか。他に質問がありますか。

< 委員 >

今、ここに適地調査についての案と適地基準というものが出されている。行政の方はそれぞれに検討していると思うが、大事な適地基準を決めるデータとしては余りにも少な過ぎる。

例えば、焼却残渣の中身で危険性のある飛灰はどの位の量があるのか、あるいは一般廃棄物の4万トンの中身、内容が県内のどの地域から出て

積み上がっているのかとか、というのは適地基準を作る時には、どういう規模のどういう処分場を造るんだということがあって、それに見合う適地を探すという道順なので、施設と場所は一体のものだと思う。

裏付けになるデータを見せてもらわないと、例えば、4万トンの一般廃棄物の数字が出ているが、甲府と東八代を中心に、今、御坂へ最終処分場を造る計画が進んでいる。それが出来るとこの4万トンはどうなるのか、そして、廃棄物の発生抑制を踏まえた条例を実践していくと、産業廃棄物がどう減っていくかも含めて資料等も見ながら話をしていけないと、実際どれだけの規模が適正なのかという検討に不都合が出てくる。

それから適地基準にしても、1次、2次のスクリーニング、事業を進めようとする皆さんが作られる基準ですよ、私もよく内容が分からない中で本当にそれでいいのかと、客観的なものの見方の意見がないと比較のしようがない。最低限、長野県とか和歌山県の取り組みをデータとして出して、県や事業団の皆さんが検討されたこれが、比較の中でここまで考慮されていればいいのかというものが無いと、ただここへ2枚の紙を出されてこれで、私、いいですよと言って、北杜市の全員の議員の推薦の中でここへ出てきているので議員にも説明しなくてはならない、その議員の裏にいる北杜の市民の皆さんにも、こういう経過でこれが決まったんだということを話をしなくてはならない。そういうことをする時には余りにも細かいデータが少なすぎる気がしてならない。

それからもう1点、大きな問題ですが、住民に理解してもらう時に、市長は法律で一般廃棄物の最終責任は負っているが、産業廃棄物についての処理の責任は負っていない。

産業廃棄物は廃掃法という法律で事業者が考えなさいと、現実には事業者は処理が出来ないから専門の業者に任せている。

都道府県は法定事務として、業者が造ろうとする最終処分場について一定の条件を上回る規模の物については、設置するには県の許可がなければできない、そこで県が関与して地域への影響などを審査する。

いくなれば、私達が何も関与しなくてもいい産業廃棄物へ、市長が関与しなくてもいい産業廃棄物を税金を使って、もちろん産業界も出資をしています、税金を使って処理するわけだから、しっかり住民に説明出来る必要があると思う。

私はこの議論をストップさせるつもりはない。ここまで進んできて一般廃棄物も産業廃棄物も一体で処理することについては理解して進めていこうとは思いますが、住民の中にはそういう思いを持つ人達もいる。

しっかり議論した中で決定していくことが住民の理解を得やすいと思うのでその辺を検討願いたい。

#### < 環境整備課長 >

整備すべき処分場が固まらなければ適地を探せないということですが、例えば、家を造るのにどんな家を造るか分からないで土地を探す人はそんなにいないわけで、全く初めからの話であればそういうことだと思う。

しかし、管理型処分場を造るということであれば、何をどれだけ入れるから、どういう大きさで何h a探すとということが提示できるが、明野処分場の場合は今までの経過を踏まえての話になります。何を踏まえるかということ、例えば焼却灰は不安があるから無害化してくれという要望があれば、それでは熔融処理したものを入れましょうとか、そういう地域の要望を踏まえながらしてきた。最終処分量の上位に含まれるのはガ

レキとか廃プラだが、こういう物はどんどん資源化に廻していくべき種類だと思っている。

最終的に処分場に入れなければならない物は、先ほど名前が出たが飛灰とか金属類を含んだ汚泥とかが主体になるが、それらがどれくらい出るかという数値は県でも持っている。

今日は適地調査の話なので提示はしてないが、実態調査をして基礎数値はあるので、そういうデータも勿論用意する。

ただ、今日の段階では資料にあるように、管理型処分場を造るのに一般的に必要な5ha位というような表現をしている。そして、ごみの量とか、処理施設の技術の進展とか、地元の要望とか、地元の意見などを加味しながら、どういう処分場を明野村内に造るのかという論議に発展していくと思う。

< 議長 >

他にありますか。

< 委員 >

今、下部町に民間が大型の最終処分場を計画して既に県へ書類が提出されて審査が進められている。後は地元の町村の首長の意見書が上がってきて最終的に県が判断して許可するかどうかという段階のようだが、その処分場が、民間で出来たとした事態を考えた時に、この5圏域構想のスタートは、県の言い方は、民間に任しておくと何をするか分からない、地域の安全性という意味で非常に危険だと、公共が関与して、より安全な物を造るという発想の元にこの計画はスタートしていると私は理解している。民間の処分場が動くようになるならば、県内の最終処分すべき物もかなり流れることを踏まえて、規模においてもかなりの影響が出てくるし、その規模によっては場所も変わってくる可能性もある。私は、ここで決めるななんて言ってるつもりは全くない。地域へ帰り説明が出来る中身の議論の中で決めてもらいたい。私達委員も資料として目に見える議論をし、決めていきたい。そうしないと地元へ帰って説明ができない、説明ができないとまた同じ問題が起きてくる、これを心配している。

< 議長 >

はい、どうぞ

< 森林環境部次長 >

只今の意見は参考にさせていただく。今回、提示した適地基準については、施設の内容とか規模等が分からないと適地が選べないではないかという当然の意見ではあるが、今の段階では最大公約数的に適地を探していきたいということ。今後、また資料も提示し、順次絞り込みをしていきたい。この基準でいくと恐らく複数の候補地が上がってくるので、また資料を提示しながら、整備検討委員会の意見を伺いながら絞り込みを行っていくというふうに考えている。

< 議長 >

はい、どうぞ



< 委員 >

適地を先ず最大公約数で探すということになると、今、批判が出ている明野ありきではないかと、もう明野の中で何処かという名前まで巷間では出ている。そこで造ることを前提として進めるという疑念に対して、私は、説明がつかなくなるから、どういう施設でどういう物を造ろうとする、そのための適地を選んでいくという形にしてもらえばその不信を払拭できると思う。

私の考えが間違っているならそれでいいが、先に適地を探す、どういう物を造るか具体的に示されない、管理型だということだけは分かっている、しかし、どういう物が入りどういう処理がされるかということが分からないで場所だけが決められていくということになると、また、場所ありきという話になっては困る。その点を私は心配している。

< 議長 >

はい、森林環境部長

< 森林環境部長 >

手法の問題だと思う。かなり細かなところまで条件を付す中で選んでいこうという意見だと思う。私共の方は、明野の中で処分場になれるような、調査があまり手戻りにならないように、最大公約数の中で順次、絞り込んでいく方法を考えている。篠原委員が言う条件についても、言ってもらえばそれも含めて、次回に皆さんの意見を伺うことになる。その中で、この条件を加味しようというふうになると、多分、1つとか2つとかそういう絞り込み方にはならないと思う。いくつか出てくる中で、皆さんで議論いただいて、絞り込みの条件を色々設定するということについては同じではないかと考えている。それから民間の処分場については、ごみは少ないにこしたことはないが、例えば民間の物が出来てもそれはいつかは埋まってしまう。先程委員が言うような理由ではなくて、公共関与の処分場も必要で、造っていきたいと思っている。

< 議長 >

はい、どうぞ

< 委員 >

今の部長の考え方でいくと、明野の中で何ヶ所か予定地を出して、その場所に見合った施設を検討していくと私は受け止めた。そうすると場所によっては管理型の処分場ではなくて、それ以外の中間処理とかに変わるという可能性もあると理解してよろしいか。

< 議長 >

はい、森林環境部長

< 森林環境部長 >

私が、今、話をしたのは施設ではなく場所についてです。例えば水源地までどれくらいだとか、色々な条件が出てくると思うが、それは皆さんで検討し、ふさわしくないということであれば、そこははずしていくという格好になるのではないかと考えている。

< 委員 >

例えば管理型の処分場としても、規模によって必要とする場所が違ってくると私は理解をしているので、そこが県の皆さんと考え方が違うところかもしれない。私は出来る限り一体でやる方式を持つことが地域の皆さんの不信を呼ばないことに繋がるという気がするから言っている。この適地基準を協議する中で、比較できる何か参考になる資料も提示してもらって決定していくというような道筋は検討してもらいたい。

< 議長 >

今までの意見を聞いていると、例えば安全が確保されるのかとか、今までの経過を踏まえて進めていくとか、地域住民にきちんと説明ができるような形でないとまずいということであろうかと思う。我々委員もそうだし、県あるいは事業団もこれについては同じだと思う。

ただ今までの経過を踏まえると、今年の10月28日当委員会で決定された、明野の中でお願いをしていくということは決定事項であります。

これをどういうふうに納得してもらえようかな形で進めるかということが大きな問題点だし課題だと思う。

適地基準については色々意見はあるかと思う。先程から篠原委員が指摘されるように中々パーフェクトにはならないけれども、少しでもパーフェクトになるように検討していくことが大切だろうと思う。

処分場を造るにも、当局でもきちんとした仕様書を作って、そして、基準についても更にこれを細かく納得のできる形をつけ加えていくということは、この委員会としての役目でもある。いずれにしても明野町内で適地について検討をいただきたいと思う。県の考え方はいかがですか。

< 森林環境部次長 >

会長さんのお考えは、私共組み入れて、今後そういう方向で進めたいと考えています。

< 議長 >

それでは、皆さんにおはかりをするわけですが、適地基準については幹事会の中で1つの案として検討をしたものですから、更にこれを肉付けしていきながら、前に進みたいと思うが如何でしょうか。

早い話が物差しを、先に完璧な物を作って物差しをあてるか、あるいは、あてながら微調整をしていくかという2つに1つだと私は解釈するわけですが如何でしょうか。

< 委員 >

先程の議長の発言の中で、私は10月28日に適地調査を申し出て了解した人間ですから、明野村の中で適地調査することはこの委員会で決定されて進んでいることですからそのことについて何も言っているつもりは全くありません。ただ、これをスムーズに進める、そして最終的な段階で、また、反対運動が起きないようにするための手だてとして色々意見を言っている。時間もかかっているから、もう幹事会で検討をされたからという話もあったが・・・

< 議長 >

いやいや、幹事会でしたからこれがいいという意味ではなくて、幹事

会のものに更に我々が肉をつけながら検討したら如何かということです。

< 委員 >

色々な資料をいただいて検討を重ねるということであれば、私は何の意義もありません。

< 議長 >

おそらく、我々が気がつかない色々な点が出てくる場合もあると思うが、その折りには皆で知恵を出していくことが大切だと思う。ここで全てをパーフェクトにして、これでやれといったところで中々出てこないと思う。前へ進めるということについて、全員の了解をいただきたい。当局の方でも、積極的に前向きに取り組んでいただきたい。

適地の選定についてはしっかりと仕様書を作り、当委員会へ提示してもらいたいと思う。よろしいでしょうか。

< 委員多数 >

はい

< 議長 >

この委員会も、今日、新たな委員も加わってスタートした。これからも鋭意、実現に向けて努力をしていきたいと考えているので協力いただきたい。その他、何かあったらお願いします。

< 司会 >

それでは、今後の日程等についてですが、適地基準についての検討状況を見ながら、次回の検討委員会を開催したい。よろしくお願いします。

< 議長 >

よろしいですか

< 森林環境部次長 >

選定作業を進めながら、適地基準を検討しながら候補地等が出た段階でまた資料を提示しながらということを進めていきたい。

< 委員 >

適地基準が決まっていないで、調査なんか・・・

< 森林環境部次長 >

適地基準というか、こういう形で調査を進めていく、その段階で色々な資料等を整備検討委員会に示していきたいと思う。

< 議長 >

はい、どうぞ

< 事業団副理事長 >

私どもとしては、最大公約数的な調査をして段々進めていこうということで、今日、この会議に臨んでいます。今の話を聴いていると、1次、2次のスクリーニングの内容だけでは、住民の理解を得るためには好ま

しくないという意見もありましたので、もう少し議論をいただいて、今、次長が言ったようなとりあえず調査はしておくという原案でいいのかどうか、もう少し明確に結論付けてもらえばありがたい。

< 議長 >

皆さんにおはかりしたのは、適地基準をどこからつかれてもこれならいいというものを出して、それで決めるということになると、大変なことだと思います。大変なことだがしなければならないから、何ヶ所か候補地を検討してもらおう、単にここがいいと決めるものではないので、当局の方でもきちんと仕様書を整えて、この場所はこうです、この場面はこの程度しか出来ませんとか色々なものを提示して貰って、補完するところは補完して進めるという方法でなければ難しい。

基準を作ってそれに当てはめると言っても、それが全てであれば誰も苦労する人はいない。1枚作れば日本中みんな通用する訳だが、そんなものではないと私は思うので選定に向けても何ヶ所か検討されたい。そして、その検討した根拠はこれこれこうですよと、また、何か意見があったら付け加えて下さいよということで皆さんにもお願いした。

< 委員 >

事業主体として、整備事業団は常日頃から最大公約数の中で色々なことを考えて場所を探すこともあるでしょう。その作業に対して私達がどうのこうの言うつもりはないけれども、今、議長が言うとおり100パーセントの適地基準があるなんて、私も全く信じていない。

ただし、委員の皆様さんが知恵を絞って、この委員会では適地基準をこうしようと決めることになれば、決めた私達の責任が出てくる。

私達がいいと言って決めた基準で、話が進んで何か問題が起きた時に、適地基準は誰が決めたんだと、私達はその責任を背負わなくてはならないので、責任を果たせるような協議が出来る資料を下さいと言った。

自分の責任ある、適地基準が私達の知恵の中で決まったならば具体的にそれに従って候補地が出てくるということだから、事業団の皆さんの知識の中で色々な段取りを考えて進めることは、私達がそのことについていろいろ言うことは全くない。ただし、委員会へ出す時には適地基準がこの委員会の中で共通認識で出来た段階に出してもらわないと、私は、一寸、筋が違うのではないかと思う。

< 議長 >

適地基準をきっちり審議して、その上で進めるのがベターだという提言だが、これとても、色々なものが地域から出てくる可能性があると思う。逆にいえばそうなった時に、地域の人達に、我々が検討委員会で決めたんだから色々言わないで欲しいとは言えない。出てきたものについては、それはこういう考えですとかこういう手だては如何でしょうかとか、そういう対応をせざるを得ないと思う。

物差しを先にありきでなくて、物差しも平行してこれを進めていく以外は、我々としても、色々な角度から色々な意見もあると思うが、それを封ずることは出来ないので並行してやったら如何かということなのです。

< 委員 >

ここで適地基準が決まって実際に地域へそれがおりて候補地が決まっ

ていった段階で、地域の特性を踏まえて、その中身が変わっていくことは当然あると思う。

この位ならいいだろうというものを基準として勿論決める。それを決めるにしても、事業主体の人達が事業団の皆さんが適地基準を作ったんですよ、そのことを客観的に評価がされていないんです。

例えば、私達にはない知恵を持っている専門の人達、あるいは、それ以外の人達の意見が反映されて出てきてるのであれば、私はそんなことは言いません。せめて他の県がどうしているとか、こういう基準が日本全国にはあるぐらいの資料を出して貰って、その比較の中で決める。

決め方の方法として、そういうことをしてもらって決めることはできないかと言っている。

< 議長 >

事業団あるいは県でも、きっちり仕様を考えながらして欲しいというのはそこにあるわけです。何でも形を作ればいいという次元の話ではない。きちんとした検討をする中で、適地についても検討すべきことがベターだと思うから皆さんに諮ったわけです。

< 委員 >

私は、今日、この資料だけでここで決めないで、そういう資料をもらってもう一度協議をしてもらいたいと言っているだけだ。今日、ここで決めないということであればそれで結構です。

< 議長 >

はい、どうぞ

< 事業団事務局長 >

篠原委員は、先程の資料の中の長野県とか和歌山県の事例も承知して言っているのだと思うが、適地調査の方法は色々ある。

今回私共が示したのは、先ずは、第1次スクリーニング、第2次スクリーニングで、ある意味ではアバウトの中で結構の箇所数が出てくると思う。これだけの条件しかないから、エリアの中で出来そうな所を考えようという手法だが、多分、他県は配慮すべき区域をもっと細かく条件を検討委員会等を出していると思う。

例えば、水源からの距離とか、活断層からどうだという条件、いわゆる選定条件が決められていて、その中で調査をしていくという手法をとっていると思う。

我々は次期最終処分場の検討もしているが、次期最終処分場の方は、明野の村内というエリアではなくて県内4地区ですから非常に大きい所です。そういう大きい所で適地を絞り込む場合には、やはり細かい条件、物差しを作らないと絞り込みが出来ないので、そちらについてはそういう方法をしている。

明野村内の方はエリアが限られているので、いくつかの候補地になりうる所を探すということであれば、大まかなスクリーニングの中で後は個々の状況を見る中で、例えば、1番の所については近くに500m先に何とか水源があるとか、3番については何百m先に集落があるとか、そういうような調査になると思う。

最初から水源との距離を示した方がいいということであれば、それは

1つの手法として他県でもしている所はあるので、選定条件を個々に細かく定めている県ではもっと細かい基準が出てくる。今回示したものについては、大まかな所を抽出して、私共の調査はあくまでも机上によるGISを使った調査ですので、地下水などの調査まではいきません。

ある程度絞り込みをされた後、専門家による地形、地質、地下水の状況等は絞られていかなければ、地元の方も承知してもらえないでしょうし、そういう方法のイメージで今回はいこうと考えている。これは考え方ですから最初から2 km 離れるとか、何 km 離れるとかであればそれはそれで私共はそれなりの調査をすることは可能です。

< 議長 >

今言うとおりの、2段階のスクリーニングをするがこれだけでは中々説得力がない。例えば、水源に500 m だとか、300 m だという次元の話も結構だけれども、やはり安全であるか、否かというような具体的な物差しを持って欲しいということだと思う。

< 委員 >

非常に確信にふれた議論だと思う。ただ処分場は世にいう迷惑施設ですから完全に適地基準を決めてしまうと時にハードルが高すぎたり、壁が厚すぎたりしてクリア出来ない場面も出てくる。

ゼロからスタートではそういう議論もいいと思う。私共は10年の積み重ねがあり、明野町内に作るということは検討委員会としても確認されている。このへんが適地基準をきっちり決めてスタート出来ない苦しみはあると思う。

だから議長が言ったとおり、ある面で物差しを弾力的に考えなければ、最初からきちんと物差しを決めてこの物差しに当てはめようとする、造るという大前提が崩れてはこの検討委員会も自己矛盾に陥る。だから、時に専門家の意見も聴かなければならない場面も出てくるかもしれないが、適地基準は考えながら物差しを当てていくということをやむを得ない気がする。

< 議長 >

専門家の意見も聴きながら県の方でも対応して欲しいということだと私は思う。

< 委員 >

1点理解が違っている部分があるが、明野の中へ造るということを前提で打ち出すと、もうそこで一般の受け止めは、また、明野ありきかという話になる。

私は何故こだわるかというと、明野の中にそういう場所があるのであればいいということで、村民に話をしている。そういう適地がなければ明野の中では造らない可能性もあることを承知しながら話を進めてもらわないと、最初から明野へ造るということで基準作りなどと言うと、まさしくそのための基準だという評価をされるので、私は、ここは的確にやっていただきたい。

そして明野の中で適地が出てきて、明野の中でおさまる形ができれば明野の多くの皆さんはやむを得ないと判断するのではないかと考えている。

< 議長 >

はい、どうぞ

< 委員 >

私は初めてこの会へ出てきて、色々議論を聴いて思ったことは、先程、日程の件が出ましたが、平成6年から11年までの間、5年間位止っている間があります。今後の進め方は、熱いうちに議論を進めていかないと冷めてしまう、またすぐ5年位ブランクが出るような気がする。

しかし、こうして今日細かい議論を聴いていると、かなり前進したというふうに私は受け取れる。そして、また、篠原委員も何も引き延ばすことではないという意見も言っているので、私は、この会をある程度集中的に今後もしていくことではないかと感じた。

< 議長 >

ありがとうございました。篠原委員からは明野ありきでは困るという意見ですけど、ありきとかということではなくて、明野にお願いをしていくということです。その中で明野で適した土地がないとすれば、ないという所へ造れと言われても造れないわけだから当然のことだと思う。

本日の会議の結論とすれば、一步でも前へ進むようにということで、今日の会議を閉じたいと思うが、如何ですか。

< 委員 >

はい。

< 議長 >

県当局も事業団も積極的に取り組んでもらいたい。また、委員さん方も大きな問題なので万難を排して協力を願いたい。